

件名

前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件

○金融庁告示第 号

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき、適格寄附金受領者として金融庁長官が指定する者を次のように定め、公布の日の翌日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

（府令第二十三条の三第二項第一号ニに規定する金融庁長官が指定する者）

第一条 前払式支払手段に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第二十三条の三第二項第一号ニに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 公益財団法人日本ユニセフ協会
- 二 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟
- 三 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会
- 四 特定非営利活動法人国連UNHCR協会

(府令第二十二三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者)

第二条 府令第二十三條の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百三條第二項に規定する共同募金会
- 二 社会福祉法第二百二十四條に規定する共同募金会連合会
- 三 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第二項に規定する  
都道府県緑化推進委員会

四 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第十四條に規定する国土緑化推進機構